



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 児島湾西岸新田の用水に関する歴史地理的一考察  |
| Author(s)    | 飛田, 雅孝  |
| Citation     | 待兼山論叢. 日本学篇. 1977, 10, p. 1-12  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/56502">https://hdl.handle.net/11094/56502</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 児島湾西岸新田の用水に関する

## 歴史地理の一考察

飛 田 雅 孝

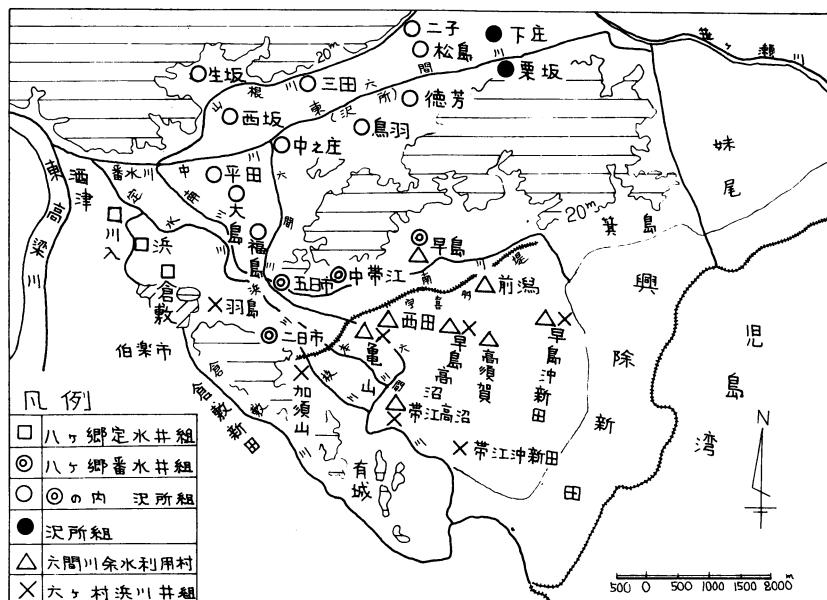
### 一 はじめに

水田農業における灌漑には共同作業・管理等が必要であり、村落内部或いは村落相互間には水をめぐる様々な関係が生じる。その為村落の解明には灌漑が欠かすことのできない一側面となつていることは周知の通りである。また、干潟に開発された新田は古田の用水の流末にあたり、用水問題の解決が開発以来の重要な課題であり、干潟干拓地の諸問題を用水を一つの契機として理解することもできる。<sup>(1)</sup>本稿はこのような立場から一事例として児島湾西岸に開発された旗本領の新田を対象地域に選び、用水の問題に若干の考察を試みた。

児島湾はかつて「干拓史博物館」<sup>(2)</sup>と称されたように、中世末から現代に至るまで様々な干潟干拓が盛んに行なわれた地であり、干拓史、干拓地農業に関して豊富な問題を提供し、今までに数多くの研究成果があげられている。<sup>(3)</sup>近世に開発された新田の用水についても、喜多村俊夫氏による興除新田に関する研究の他、同氏による高梁川十二ヶ郷、<sup>(4)</sup>

同八ヶ郷、沢所組<sup>(5)</sup>に関する各々の研究の中で、各々の井組と下流との関係という点から児島湾西岸の新田に言及されている。それらの研究に依れば、興除新田では、上流が他領の村々であることを理由とし、用水問題を幕府に全面的に依存し、その結果、高梁川から直接取水することができたこと、児島湾西岸の新田と八ヶ郷とは深い繋りがあること、沢所組は下流の新田に対し優越した権利を主張し続けたこと等明らかにされている。

ところで、児島湾西岸付近は第2図に示したように天領藩領、旗本領等の所領が入り組んだ地域であり、それは児島湾西岸付近の新田の開発者、開発資本、新田當農等、個々の新田により異なっている原因になっている。<sup>(8)</sup>更に所領の違いは用水問題にも関係していて、新田の用水引水を一層困難にさせている。興除新田の場合は、幕府の手により(実際には倉敷代官が中心であった)時には強行手段を用いて解決したことが先学の研究で明らかにされている。しかし、旗本領の新田の場合をも考察することにより、児島



## 第1図 地域概観図

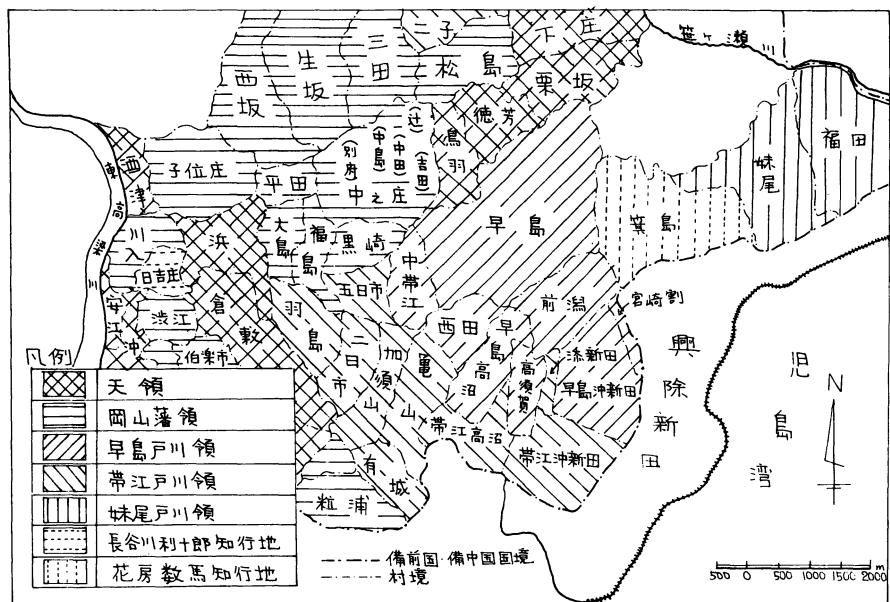
西岸の新田における所領の違いと用水問題との関係が一層はつきり理解されると考えられる。

そして、新田と古村が一円領内である干潟干拓地の場合（例えば、熊本藩八代平野、萩藩西浦開作<sup>(9)</sup>）には、新田が用水組合に参加して引水できたのに対し、児島湾西岸の新田では、所領の違いによる用水引水の困難さが、用水問題の特殊な一面を示していたと考えられる。

## 二 旗本領の新田開発と用水の問題について

旗本領の新田は八ヶ郷の流末に十七世紀後半から十八世紀初期にかけて開発されたものであり、所領は更に早島戸川家領、帶江戸川家領とに分けられる。以下、それらの新田の開発時における用水について述べよう。

承応元年（一六五二）に開発された早島戸川家領の西田村は、「新田成就仕候而西田龜山申合御兩領御代官様江茂御願申上浜村餘水三四ヶ年懸見申候得共荒田之土地故汐出強く水不足仕作物急に出来立不申其上庭瀬様より右浜水帶



第2図 児島湾西岸付近の所領（文政5年11月）

江・御・分・江・御・片・付・被・遊・候・に付八九年之間一向種子程之作毛も無御座草野同前に相成居申候…」(傍点筆者以下同じ) とあるように、開発当初は八ヶ郷定水井組に属する浜村の余水を用水として利用していたが、用水量が十分ではなく、作物も育たなかつた。しかも、三、四年後にはその理由は明らかではないが、庭瀬戸川家<sup>(12)</sup>により同時に開発された帶江戸川家領龜山村にのみ引水されるようになつた。そのため、西田村では用水源として山を一つ隔てた沢所とよばれる沼沢地に注目し、「…與左衛門（西田村の開発人の一人）惡水川目論見仕其頃備前御郡奉行都土源右衛門殿へ近寄り此川筋被仰付候へば山北中庄表水損場所一統物立候様相成下郷に而は其惡水を用水に取用御両領様御為之段申立數度御願申上候…」<sup>(13)</sup> とあるように、沢所の大半を所領としていた岡山藩に對して、沢所の惡水を排除する川を開削し、その水を西田村では用水として引水したい旨を何度も願い出たが、岡山藩は「…御・他・領・義・故・御・取・上・も・無・御・座・六・七・ヶ・年・過・申・候・…」<sup>(14)</sup> とあるように所領が違うということで、西田村側から開削することは認めず、その願いを無視する態度をとり続けた。このため西田村は、用水を得ることができず、開発後10年近く作物の育たない荒地同然の地であった。しかし、寛文三年（一六六三）に岡山藩の手により六間川が開削され、西田村はこの水を用水として引水できるようになり、用水問題は一応解決された。

高沼村は、寛文四年（一六六四）に早島、帶江両戸川家が共同で開発を試みたが、用水の不足、潮防けの堤防の決壊の為に失敗に終つた。延宝四年（一六七六）に再び開発が行なわれ、潮除けの堤は築造されたものの、用水に関しては「…元禄六西年に古開北割に用水川掘り水渡り翌戌年より稻付き尤早島西新田村（西田村のこと）水取先小堤内中開古開に稻植付申候元禄十丑年に大角十丁分不残用水川掘並に堤築添上置仕夫より段々物立申候…」<sup>(15)</sup> とあるように村内に用水路が整い、村内全域に西田村の余水が行き渡り、作物が育つようになつたのは、再開発より二十年余り経た

元禄十年（一六九七）以後のことであつた。更に元禄十二年（一六九九）には六間川に底樋を入れ、浜村の悪水排除川である浜川の水を受けるようになつた。しかし、西田村の余水、浜川の水では不足勝ちだつたとみえ、宝永二年（一七〇五）には、高沼用水として倉敷川西岸の伯楽市他四カ村の排水川である広瀬川の水を倉敷川に底樋を入れて引水する計画がたてられた。この計画に倉敷村は、底樋は倉敷川の通船の妨げになること、倉敷新田では用水不足の年には広瀬川の水を用水として使つていていること等を理由として反対したが、倉敷代官が両村間に入り、高沼村に口添えをし、<sup>(19)</sup> 倉敷村はその計画を認めることになり、宝永三年（一七〇六）に高沼村から倉敷村に「証文」<sup>(20)</sup> が差し出された。この用水路については後年の明細帳等の文書に記載がなく、現在その遺構も確認されておらず、実際に開削されたか否か疑わしいが、高沼村の用水不足の一端を物語つている。

早島沖新田、帶江沖新田は、宝永四年（一七〇七）に開発され、旗本領最後の新田にあたる。後者の内、海岸寄りの地に関する鍵下年季の文書<sup>(22)</sup>の中に「…右書面之通鍵下年季御免被仰付可被下候尤用水行届不申義有之候はゞ、鍵下年數御増可被下候且又自然畠に相成候はゞ、右銀高（＝地代銀）之内四ツ引に可被仰付候…」とあり、用水の供給に不安を残したまま開発が行なわれ、その為新田が畠になることすら予想されている。両村では開発の翌年に東高梁川左岸の酒津村に新樋を設け、東高梁川から直接取水したいことを上流の村に願い出たが、浜村は新樋を据える場所が砂地であり、洪水時に堤が切れるおそれがあること、浜村地内に用水路が開削されるとその付近の田地に迷惑が及ぶこと等の理由をあげ、その計画を断念させるよう倉敷代官に訴えた。<sup>(23)</sup> 酒津村、倉敷村も各々の反対の意向を示したために、結局東高梁川から直接取水するという計画は実現しなかつた。

以上、述べてきたように旗本領の新田では、開発時において用水を得ることは困難であった。それは、新田と古田

という立場の相違に基く、ごく当然のことには違いないが、新田と上流の村々の所領の違い、特に、八ヶ郷、沢所組<sup>(24)</sup>の村々は岡山藩、天領がその大半を占めているということが、一層その困難さを助長したのではないかと考えられる。用水引水についての天領の村々の有利さ、代官の力の強さは、八ヶ郷、沢所組の各々の内部における関係でも明らかである。<sup>(25)</sup>また、興除新田の場合、その用水は天領、他の藩領、旗本領と所領の違う村々を経る為に、開発の主体であつた岡山藩は用水に関しては幕府の力に全面的に依存し、實際には倉敷代官が上流の村々の説得を行い、高梁川から直接取水できたのである。<sup>(26)</sup>このことを考えれば、早島沖、帯江沖新田の場合、浜、酒津、倉敷という天領の村々の反対の背後に倉敷代官が存在していたということが容易に推測できるであろう。高沼用水の場合、倉敷代官の口添えの内容はわからないが、それがあつた為に倉敷村への「証文」提出となつたのである。

西田村では、沢所の悪水を用水とする為の川の開削計画を岡山藩に願い出ても、全く無視され続けた。これは、岡山藩領興除新田の場合と対照的であつた。興除新田も西田村同様、沢所の悪水を用水の一部とする為に東六間川の流末に新川開削の計画が立てられたが、沢所の大半が岡山藩領、天領（新田開発を支援していた倉敷代官の支配地）であり、若干の旗本領があつたが、反対の余地がなく、沢所組からの請書が提出されたのである。<sup>(28)</sup>

### 三 六間川と浜川について

旗本領の新田は開発時に用水引水が困難であり、用水を得るのにかなりの年月を要したが、その用水は沢所の排水路である六間川、浜村の排水路である浜川からの水であり、いずれも上郷の悪水であった。

六間川は、二で少し触れたように沢所の排水を目的として開削された川であつたが、その開削前に開発された西田

村、亀山村はその水を用水として取水することができた。取水に際して沢所組の村々との間に取り交わされた規約は不明の点が多いが、後年の文書に依れば「…此川筋（＝六間川）関戸二ヶ所水門」一ヶ所橋台何ヶ所之外於永代壱本も立申間敷規定之手形為取替…と悪水が流れるのを妨げるようなことは一切行なわないというものであり、六間川は沢所の排水を第一義とした川であった。このことは、元禄十二年（一六九九）に幅員拡張、宝永四年（一七〇七）に潮除け水門の移動が各々行なわれた時にも、下流の新田側から沢所組に宛てた「証文」<sup>(30)</sup>の中で確認されると同時に誓約されている。具体的には、水門の開閉権は沢所が所有していること、元禄十二年の場合には、幅員拡張と共に六間川に底樋を据え、浜川の水を高沼村に渡すことになつたが、それが六間川の疎通を生ずる時にはいつでも沢所組から底樋を撤回しても差し支えないこと、宝永四年の場合には、六間川の流末は海辺まで従来通りに草野にしておき、新田開発を行わないこと等である。

このように、沢所組は下流の新田に対し有利な関係にあつた。このため、六間川から直接取水できた村は「…六間川筋樋所多御座候へ共用樋と申すは西田村三ヶ所亀山村一ヶ所兩・四・ヶ所・之・外・は・無・御・座・候・…」<sup>(31)</sup>とあるように、六間川開削前に開発された西田村、亀山村の二村に限られていて、それ以後に開発された新田は、例えば高沼村の場合「…惣而悪水川（＝六間川）之水高沼新田へ少も渡し不申候…」<sup>(32)</sup>とあるように、六間川から直接取水することは認められていなかつた。それらの新田は西田村の余水に依存していた。「猶当村（＝西田村）之余水は早島東西壱分番両前・潟壱番両・高沼・高須賀・壱番沖・新田・壱番右四ヶ所村々へ相渡し申候仍之元禄年中より余水道出来仕候…」<sup>(33)</sup>とあるように、古村である早島東三ヶ村、同西三ヶ村、新田である前潟、高沼、高須賀、早島沖新田の各村が西田村の余水を引水していた。西田村はこれらの村々に対し優越した水利権を有していた。即ち、元禄年間より先述した村々が西田村の

余水を引水するようになつたため、西田村では夏に度々水が不足し、上流から貰い水を行つようになつた。この御札として贈り物を上流の村々に贈つたが、その費用は右にあげた村々が払つた。<sup>(34)</sup> また、六間川の川浚、藻引等の費用も「…水下村々より相辨へ來り申候然て右西田村にては入用相構不申候入用相構候餘水組村々左の如し 一 壱口 東西六箇村 一 壱口 前潟村 一 壱口 高沼高須賀 一 壱口 早冲新田」<sup>(35)</sup> とあるように、余水を引水する村々が全ての費用を負担し、西田村は全く負担をしなかつた。更に、享和三年（一八〇三）の六間川底掘りの時の費用は、六間川沿いの村々（五日市、二日市、加須山、亀山、有城）、羽島村の他、西田村の余水を受けていた新田村が負担をし、西田村は六間川に面し、用水を取水していながらも、費用の負担を全く行わなかつた。<sup>(36)</sup> 以上述べてきたように、六間川は上郷にある沢所組が強い権利を有していた。下流の新田では、西田村を用水元としてその余水を受けていた。そのため西田村はそれらの新田に對して優越した水利権を有していた。

次に、浜川であるが、この川は八ヶ郷定水川の末流であり、元来は浜村の悪水を排除する為の小川であつた。下流に新田が開発されるに従つて、前述したように西田村、亀山村、高沼村等の用水川としての意義ももつようになつた。早島沖新田、帶江沖新田が開発された時に、従来の小川では新田末端まで用水を送ることが無理だつたとみえ、新田側から上流の浜、大島村に川幅を広げたい旨が願い出された。浜、大島村は、浜川を自由に通船できることを条件としてその願いを認め、小川は幅四間に切り広げられ、下流の新田の用水川となつた。

浜川から用水を得ていた村々は、羽島、加須山、亀山、高沼、早島沖新田、帶江沖新田の六カ村であり、六ヶ村浜川井組を組織した。安永五年（一七七六）に、浜村の百姓が困窮した為に、本来ならば浜村が費用を負担すべき個所の川浚えができず、下流に水が落ちなくなつた。六カ村は浜村に對して再三川浚えを行うように願い出たが、浜村は

それに必要な費用を出すことができず、結局六カ村がその費用を浜村に給し、川浚えが行なわれた。また、寛政十一年（一七九九）に、浜村が浜川をせき止め、用水を下流に送らなかつた為に、六カ村は訴訟に及んだ。その訴状に「右川筋（＝浜川）之儀者余程之地代米差上勿論水取料トシテ例年式拾式儀ヅツ差出シ掘次イタシ候節ヨリ両沖新田之内ニ而水道地ト唱凡式町余モ相渡置候：」とあり、「余程之」、「二町余モ」という言葉にはある程度の誇張があるにしても、水取料の他に田地を差し出すという、かなりの代償を払つて用水を得ていた。このように旗本領の新田では井組が形成されていても、それは浜村の悪水が用水源であり、浜村との関係が悪化せぬようになりかなりの負担をして用水を得ていた。

#### 四 おわりに

以上、児島湾西岸の旗本領の新田の用水について述べてきた。それらの新田では開発時に用水を引水するのに困難があつた。それは、古村と新田という立場の相違に基くといふ、ごく当然のことであつたが、所領の違い、倉敷代官の存在というものが用水引水の困難さを一層助長した。その為、旗本領の新田では用水引水にかなりの年月を要し、その用水も上郷に加入し、高梁川から直接引水するものではなく、沢所組の悪水、八ヶ郷定水井組の悪水であり、引水にはかなりの代償を伴つていた。また、上郷に従属する関係を続けた。

それに対して、興除新田の場合は、旗本領の新田の地先に開発されたという位置の悪さにもかかわらず、用水問題は、倉敷代官の力や上郷の大半が同じ所領の村々であつたことによつて解決され、開発と同時に用水を得ることができた。

このように、児島湾西岸の新田における用水問題は、所領の違いに関係が深く、他の干潟干拓地とは異なつた一面をもつていた。

## 注

- (1) 藤岡謙二郎編『歴史地理・郷土地理（人文地理ゼミナール）』（大明堂）一九五八 一三六頁
  - (2) 石田寛・河野通博「児島湾干拓史研究上の問題点」『地理』二一一 一九五七 一二三頁
  - (3) 喜多村俊夫「備前興除新田における新開田と用水問題」『日本灌漑水利慣行の史的研究 各論篇』（岩波書店）一九七三 所収
  - (4) 喜多村俊夫「備中高梁川十二ヶ郷の特質」『日本灌漑水利慣行の史的研究 各論篇』（岩波書店）一九七三 所収
  - (5) 喜多村俊夫「備中八ヶ郷における分水を中心とする井郷組織の特質」『名古屋大学文学部研究論集』LIX 史学二十九七三
  - (6) 喜多村俊夫「治水と灌漑・開発・備中沢所組における用・悪水問題」『名古屋大学文学部研究論集』LVI 史学十九七二
  - (7) 所領は、文政五年十一月「備前国児島海附洲御新開用水古地村前字雁股ニ而西川分水東川江増水八ヶ郷埣通御引御仕古田上下井組古形仕来明細書」同「備前国児島海附洲御新開用水古地村前字雁股ニ而西川分水東川江増水八ヶ郷埣通江引入右水道子位庄村地内ニ而定水番水両川江幅壹間新井路掘割新通御普請古田井組御普請所古形仕來明細書」永山卯三郎『倉敷市史』一九六〇 第七卷 所収 他による
- また、村境は明治中期の地籍図により便宜的に記入した。実際には、例えば中之庄村の内辻村、中島村は「辻村中島村の儀は備前領別府村中田村吉田村入會の村方故」（文政五年六月「乍恐以書付奉申上候」 中村常三郎『八ヶ郷用水史』一九二七 七六頁）とあり、高沼村も「当村早島御領分帯江御領分入組にて半分宛に分り居申場所境目書面に委細に分りがたく候」（「高沼村新田開発已來謂古書」 帯江村『帯江村史』一九五七 所収）

とあるように村内に所領の入り組みがあつた。

岡山県『岡山県の歴史』一九六二 三六二一三頁

菊地利夫『新田開発』(上) (古今書院) 一九五八 一六二一三頁

(8) 八ヶ郷は、中世末に宇喜多堤が築造された時に開発された新田を中心とする用水井組で、天正十三年(一五八五)に成立した。この井組は、酒津村に樋を設け、東高梁川から直接取水していた。なお、この井組は、定水川により配水する定水井組、番水川により配水する番水井組に分かれていた。前掲(5) 参照  
 寛政七年「西田村明細書上」永山卯三郎『倉敷市史』一九六〇 第十三卷 所収  
 早島戸川家、帶江戸川家は共に寛永五年(一六二一八)にこの庭瀬戸川家より前者は三四〇〇石、後者は三三〇〇石の地を児島湾西岸を中心に分知された。

前掲(11) 第十三卷 所収

前掲(11)

前掲(8) 三六三頁 なお、高沼村付近が高梁川からの引水限界であったことが指摘されている。

「早島戸川役所日記写」早島町『早島町史』一九五五 所収

「高沼村新田開發已來謂古書」帶江村『帶江村史』一九五七 所収

中村常三郎『八ヶ郷用水史』一九二七一〇〇頁

三宅千秋『備中の新田開發』岡山県土地改良事業団体連合会『岡山県農業土木史』一九六六 四〇一頁

永山卯三郎『倉敷市史』一九六〇 第五卷 所収

前掲(19) 四〇三頁

「覚」早島町『早島町史』一九五五 所収

「御尋ニ付申上ル口上」永山卯三郎『倉敷市史』一九六〇 第五卷 所収

沢所の排水を目的とした川は寛文七年(一六六七)にも沢所から東方へ開削され(東六間川)、この結果、沢所にある十九カ村からなる用・排水組合である沢所組が成立した。前掲(6) 参照

前掲(5) 九七頁、一〇〇頁 前掲(6) 二五七頁

(26) 前掲 (3) 五八四～五頁  
 (27) 前掲 (3) 五八八頁  
 (28) 前掲 (6) 二六〇頁

(29) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(30) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(31) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(32) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(33) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(34) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(35) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(36) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(37) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(38) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(39) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(40) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(41) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(42) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(43) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)

(44) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11) 前掲 (11)